

経済産業省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
11	B 地方に対する規制緩和	産業振興	仮施設有効活用等事業の助成対象要件	完成5年経過後の仮施設について、客観的に仮施設としての役割を終えたことを理由とする撤去等を助成対象とするよう要件の見直しを求める。	独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置し、市町村に譲渡された仮施設は、東日本大震災津波で被災した事業者が仮設復旧するために措置されたものであり、非常に有意な事業である。当該仮施設を市町村が撤去等した場合は中小機構から助成を受けることができる。また今般、令和2年度末まで助成期間が延長された。本助成事業は、客観的に仮施設としての利用を終了したものは除かれ、助成対象要件として、「仮施設の継続利用の意思」及び「土地所有者等の意思等により利用継続ができないこと」が必要とされているところ。一方、県内において、例えば、多くの仮設住宅が撤去されたことにより商店等に使用していた仮施設が空になる等、その後の活用方法が見込めない仮施設も増加しており、県内市町村からは、まちづくりの観点から仮施設の撤去助成を望む声が多くある。	被災地域の実情に応じたまちづくりの推進	仮施設有効活用等事業に係る助成金交付規程第4条第4項	経済産業省	岩手県、盛岡市、宮古市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
11	福島県、川崎市	<p>○当市では助成要件に該当する事業を行っていないが、被災地域の実情に応じたまちづくりの推進につながることから、共同提案を行うもの。</p> <p>○本県においても、中小企業基盤整備機構が設置し、市町村に譲渡された仮設店舗があり、今後、事業者が本設再開した場合等において、仮設店舗の撤去費用の確保が課題となることが考えられる。岩手県と同様に、要件の緩和を求めたい。(相馬市:原子力災害被災地域以外)</p> <p>※原子力災害による避難区域市町村の被災事業者が入居する仮設施設の場合は、要件にかかわらず撤去費用が助成対象となる。</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が設置し、市町村に無償譲渡された仮設施設は、譲渡時の契約書において、撤去費用は譲渡先の市町村において負担することとされている。</p> <p>一方、被災地が復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設を取り巻く環境に変化が生じてきたことから、経済及び産業の復興のために、平成26年度から、嵩上げ工事や土地所有者等の事情により、仮設施設の完成後5年以内に、やむを得ず撤去せざるを得なくなった仮設施設を所有する市町村に対して、撤去費用等を助成する仮設施設有効活用等助成事業を実施してきた。</p> <p>仮設施設有効活用等助成事業による撤去費用等の助成については、所有者の事情によらない場合に限って実施しているものであり、これを緩和することは、無償譲渡時の契約書の主旨と矛盾を来すことになる。</p> <p>また、中小機構が仮設施設を保有する市町村に対して四半期に一度実施する入居事業者等状況調査の結果を踏まえると、多くの市町村が、譲渡時の契約内容及び仮設施設有効活用等助成事業の助成要件の中で撤去・再譲渡等を進めてきており、原子力災害被災12市町村を除き令和2年度末までに対応が完了する見込みであることから、助成要件は現状どおりとする。</p>